

「非開示希望情報の管理」のポイント

★ 当事者への説明

提出書面の管理は当事者の責任です。
事前に当事者に説明しておきましょう。



必ず確認してね！

★ 関係職種間での共有

特に、調停委員は、当事者から書面を直接受領する機会が多いため、非開示希望情報の取扱いについて、調停委員と認識を共有しておくことが重要です。

★当事者から書面を受領するときには★

まず、非開示希望情報の有無を確認！（当事者にも確認してもらいましょう！）

もし、非開示情報が含まれていたら？

- ・マスキングをして提出するよう促す
- ・非開示希望申出書を書面ごとに添付するよう促す

不必要に非開示希望情報の申出を受理しないという観点も重要です！

H28.4.2.6 付け事務連絡「家事事件手続における非開示希望情報の適切な管理について」や、各庁のマニュアル等を確認しておきましょう。

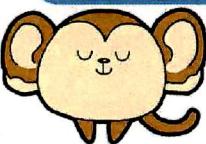
100
調停制度発足100周年

調停制度発足100周年！



紛争の要点をよく見る
「メガネアイ」

調停制度は令和4年10月に発足100周年を迎えます。



話をよく聞く「オオミミアイ」

これからもさらに盛り上げていこう！



解決に向けて話し合う
「ハナシアイ」